

職員の懲戒処分について

職員の不祥事案について、当該職員に対し、以下のとおり処分を行いました。
市民の皆様に深くお詫びし、不祥事の再発防止に向け、より一層職員の服務規律の確保に努めます。

1 地方公務員法に基づく懲戒処分

処分内容	被処分者	概要	処分根拠
減給 10 分の 1 2 月	北消防署 一般職員 (35 歳)	被処分者は、令和 5 年 10 月から令和 6 年 3 月までの間、同じ消防署に勤務する後輩職員に対して暴言や不適切な発言のパワーハラスメント行為を日常的に行っていた。	地方公務員法第 33 条に違反し、同法第 29 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号に該当。

2 服務上の措置

上記の事案に関し、管理監督責任として事案発生当時の同所属の課長級職員 2 名、並びに被処分者の行為に対し指導できていなかったとして課長補佐級職員 1 名及び係長級職員 1 名に文書訓告を行いました。

3 処分日

令和 6 年 8 月 2 日

問 い 合 わ せ 先	担 当 課：消防局 総務部 人事課 電 話：072-238-6004 ファックス：072-223-1979
----------------------------	---